

消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、足柄上消防組合、寒川町、二宮町、綾瀬市、津久井郡広域行政組合、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町長及び組合長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止し、安寧秩序を保持することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ、若しくは調達して応援活動をさせるものとする。

- （1）通常応援 隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表1に定める区域内に発生した火災及び別表第1の2に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行うもの。
- （2）消防団応援 隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行うもの。
- （3）特別応援 いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規定する以外の応援を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行うもの。

第3条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として1隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行う協定市町の消防長が決定するものとする。

第4条 特別応援の要請を行う場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- （1）災害の概況及び応援を要請する事由
- （2）応援を要請する消防隊等の種類及び数
- （3）活動内容及び集結場所
- （4）誘導員又は担当責任者
- （5）その他

第5条 応援要請（覚知による自動出動を含む。）を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出動させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害又は止むを得ない事由がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか次による。

- （1）応援のために要した経常的経費は、応援に行った協定市町の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたものについては、現物により、又はその経費を応援を受けた協定市町が負担する。
- （2）応援出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料機器資材の補給若しくは給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定市町において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- （3）応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援に行った協定市町の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。
- （4）応急消防隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途中において発生したものについては、この限りでない。

第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通報するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第11条 この協定は、昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は、廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、大磯町、湯河原町、葉山町、海老名市、南足柄市、箱根町、足柄上消防組合、寒川町、二宮町、綾瀬町及び津久井郡広域行政組合の間で昭和47年8月25日に締結した消防相互応援協定

この協定を証するため本書28通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

昭和50年7月25日

附 則

この協定の第2条第1号については、昭和56年8月25日から効力を生ずる。
（昭和56年8月25日締結）

協定者

横浜市長
川崎市長
横須賀市長
小田原市長
鎌倉市長
藤沢市長
平塚市長
茅ヶ崎市長
逗子市長
三浦市長
相模原市長
厚木市長
大和市長
秦野市長
伊勢原市長
座間市長
海老名市長
南足柄市長
綾瀬市長
大磯町長
湯河原町長
葉山町長
箱根町長
足柄上消防組合長
寒川町長
二宮町長
津久井郡広域行政組合長
愛川町長